

目次

N2-CV-3rd-★上告状20221017	2
------------------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書 N2

令和 4 年 10 月 17 日

最高裁判所 御中

上告人（控訴人）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井 豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被控訴人）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
國 同代表者 法務大臣 葉梨 康弘

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 2,000 円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和 4 年(ネ)第 1747 号慰謝料請求控訴事件について、令和 4 年 10 月 12 日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、控訴の趣旨 1 と 2 と 1 1 については不服なので、上告と上告受理を同時に申し立てる。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人が当審で変更した請求に係る訴えを却下する。
- 3 当審における訴訟費用は、控訴人の負担とする。

第 2 上告及び上告受理申立の趣旨

いずれの申立の場合も、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 上告の理由及び上告受理申立の理由

1 違法かつ無意味な判決なので当然無効である。

原判決も、一切を認めないことによる隠蔽である。自由心証主義の濫用と事案解明の放棄。

以下の通り、根本的欺瞞に満ちており、裁判たり得ない。腐れ外道どもの狂気！

これらは多勢に無勢に付け込んだ非人扱いの害意の表示であり、居直りの司法拒絶である。

要するに、●●事実として当然不可欠の要素を無視しているので、合理的根拠が無い。

なおこれらは部分的な摘示は困難である。裁判記録を比較検証願いたい。

司法拒絶は裁判所の犯罪であるから、同じ摘示を繰り返す必要は無い。

●訴えを無視している。手続的に無効。

●論理矛盾である。不可能な倒錯なので無効。

●無根である。

経験則違反で極めて不合理なので無効。

全判決とも、当り前の訴えを無視しており、理由になつてない。過度自明性故に有り得ない。

全ては、多勢に無勢に付け込んだ私限りの非人扱いであり、無法社会の呪いである。

本件一審

「それはさておき、「特段の事情」ではない。」

以下は被告の予見可能性違反を構成する主要事実なので、これでは不法行為が判定できない。

というよりも、これらの違反を放置する裁判所など有り得ない。どこが法の番人か?

★①国連の歴然たる違反を無視している。

UN・HRC resolution 5/1 of 18 June 2007 に規定された following key stages での連絡が全く無い。

★②日本国の歴然たる違反を無視している。

代替手段は無く、国連が無反応である以上は、私の国籍国の日本が救済するしか無い。

締約国の義務は国連憲章 34,35 条や自由権規約 2 条の通り(準備書面(3)の 1 頁)。

自由権規約 2 条 3 この規約の各締約国は、次のことを約束する。

(a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者(私)が、公的資格で行動する者(国連)によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。

★③五件とも一年以上の送達遅延という当該一審の歴然たる違法性を無視している。

★④私への害意を各判決内容が裏付けている点を無視している。全て訴えの無視

★⑤甲 11,12 号証の各事象の超高度の蓋然性を無視している。

いずれも包囲網による迫害としか説明が付かない。

★★★このように当然不可欠の要素を無視しているので、結論を導けない。

故に結論は、虚偽ないし無根である。

(本件一審判決書 6 頁) 「(中略) 特段の事情があるとは認められない。」

本件二審当該二審とも

「それはさておき、一審通り。」

(本件二審判決書 3 頁) 「第 4 当裁判所の判断 1 当裁判所は、控訴人の請求は理由がなく、(中略) と判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」の第 2 の 2(2)ないし(4)並びに 3(2)及び(3)に記載のとおりであるから、これを引用する。 (中略)」

当該三審 「それはさておき、規定に当らない。認められない。」事実審未済を無視事実として「理由」(判断根拠)が無い。「どこがどのように?」「結論」のみ(用語相違)。

★このように訴えを無視し続ける欺瞞は、非人扱い(「特段の事情」)に他ならない。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第 4 上告理由及び上告受理申立理由の補足(控訴状 2 頁「第 4 原判決の瑕疵」)

A 規定の理由に該当する。しなければ制度瑕疵である。

一審判決に合理的根拠が無いとする控訴理由を更に合理的根拠無く無視した点は論理矛盾であり、自由心証主義(民訴法 247 条)違反であり、理由不備 (民訴法 312 条 2 項六号) であり、実質的に、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害なので、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反 (民訴法 312 条 1 項)として、上告理由に当る。

他方で、甚だしい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反であり、極めて重大な訴訟ルール違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法なので、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条 1)として、上告受理申立理由に当る。

よって、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B ★終審として事実審未済(司法拒絶)の判定が必要である。

三審制は保証されていないが、裁判を受ける権利は保証されている。 司法拒絶は後者の侵害である。

★憲法 81 条の終審には、このような場合の事実審の代行も含まれている。 他に救済策は無い。 そうでないと司法拒絶に誰も対処できない(制度瑕疵となる)ことからも、結果的にも自明である。

第 5 適用法令 (訴状 4 頁)

既述の通り、違反法令は多数有るが、中でも特に、自由心証主義の濫用と事案解明の放棄である。

・民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」

具体的には、論理則違反や経験則違反による公序良俗違反(民法 90 条)である。

第 6 附属書類 副本 7 通

以上